

男女共同参画行動計画

# 第3次 富士宮市男女共同参画プラン 後期実施計画

概要版



富士宮市

# 基本理念

## 1 男女の人権の尊重

男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の  
人権が尊重されること。

## 2 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自由な選択

性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣習を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

## 6 國際社会の動向を踏まえた男女参画の推進

男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

## 3 政策等の立案及び決定に参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

## 5 男女の互いの性の尊重と健康への配慮

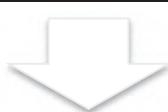
男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

## 4 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立

男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。

# 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまちを目指して

目的	男女共同参画社会の実現
基本理念	(1)男女の人権の尊重 (2)性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自由な選択 (3)政策等の立案及び決定に参画する機会の確保 (4)家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立 (5)男女の互いの性の尊重と健康への配慮 (6)国際社会の動向を踏まえた男女共同参画の推進
目指す姿	男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち
新たな横断的視点	男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進



基本的施策

施策の方向

1

男女共同参画についての理解の促進

- (1)男女共同参画推進のための広報・啓発
- (2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (3)男性にとっての男女共同参画の理解の促進
- (4)国際的視野に立った男女共同参画の推進

2

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1)審議会等への女性の参画拡大
- (2)市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (3)事業所等における女性の登用促進
- (4)女性の人才培养の推進

3

地域における男女共同参画の推進

- (1)地域活動における男女共同参画の推進
- (2)男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- (3)地域活動団体との連携等による男女共同参画の推進

4

就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

- (1)男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)男女の平等な雇用・労働条件の確保
- (3)仕事と育児・介護の両立への支援
- (4)女性の再就職や起業への支援

5

男女がともに担う子育てと介護への支援

- (1)子育てへの支援
- (2)介護への支援
- (3)男性の子育て・介護への参画促進

6

性に関する理解促進と男女の健康支援

- (1)性に関する理解の促進
- (2)性差やライフステージに応じた健康支援

7

女性に対する暴力の根絶

- (1)DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進
- (2)ハラスメント防止対策の推進

# プラン策定の趣旨

平成 28 年 3 月に策定した第 3 次富士宮市男女共同参画プラン（以下「前期プラン」という。）は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 か年を計画期間とし、「男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち」を目指し、男女共同参画社会を実現するための諸施策を図っています。

平成 28 年度から令和 2 年度までの前期 5 か年の間においては、国による働き方改革関連法の施行や女性活躍推進法の改正、男女雇用機会均等法の改正など、男女における働き方に影響を及ぼす法整備が進められています。

また、LGBT を始めとする性的マイノリティの方に対する社会的関心が高まっていることなど私たちを取り巻く社会環境の変化が見られます。

この度、計画期間の中間点を迎える、このような社会環境の変化に対応するため、前期プランを見直し、後期 5 か年を計画期間とする第 3 次富士宮市後期男女共同参画プラン後期実施計画を策定しました。

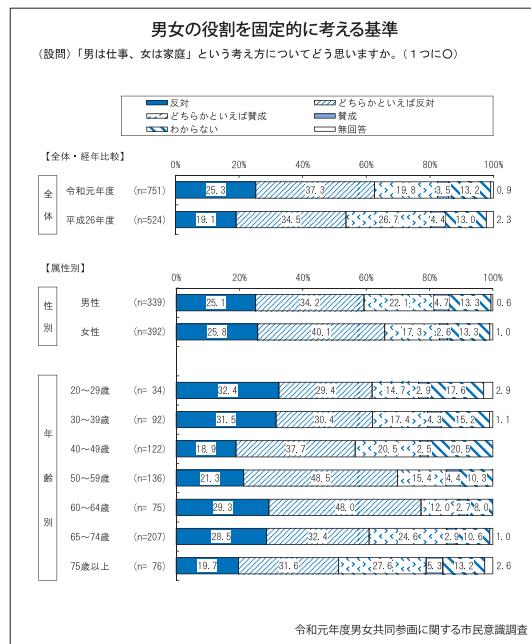
## 基本的施策

### 基本的施策 1 男女共同参画についての理解の促進

「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の役割を固定的に分ける性別役割分担意識は、今なお、様々な分野に残っています。固定的性別役割分担意識を背景とした社会における制度や慣行などは、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げるなど、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

一人一人が個人として尊重され、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できるライフスタイルを主体的に選択できるよう、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方、社会への参画の必要性について国際的視野に立って理解し認識を深めるため、情報発信や啓発活動に取り組む必要があります。

また、一人一人が生涯にわたり、性別による差別的扱いが個人の尊厳を侵す人権問題であると認識し、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識を持つことが、男女共同参画社会を実現する上で不可欠な基盤であることから、子供の頃から、あらゆる場面で男女平等に関する教育や学習を進め、男女共同参画について理解の促進と意識の醸成に取り組む必要があります。



**ジェンダーギャップ指数における日本の順位**  
GGI2019(令和元)年(ジェンダーギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	イスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイスラン	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルーランド	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミibia	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
16	フィリピン	0.781
17	南アフリカ	0.780
18	イス	0.779
19	カナダ	0.772
20	アルバニア	0.769
21	英國	0.767
27	ベルギー	0.750
34	オーストリア	0.744
35	ポルトガル	0.744
36	クロベニア	0.743
38	オランダ	0.736
40	ホーリー	0.736
44	オーストラリア	0.731
51	ルクセンブルク	0.725
53	米国	0.724
57	チリ	0.723
63	スロバキア	0.718
64	イスラエル	0.718
78	チエコ	0.706
84	ギリシャ	0.701
105	ハンガリー	0.677
108	韓国	0.672
121	日本	0.652
130	トルコ	0.635

◆ジェンダーギャップ指数 (GGI: Gender Gap Index)  
世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、  
経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、  
1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次の  
データから算出される。

【経済分野】労働率・同じ仕事をする場合の性別差・所得の推計値  
・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各学年率

【健康分野】新生児の男女比率・健常率

【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率  
・最近 5 年の国家元首の在任年数

## プランの期間

本プランの期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化など本プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には必要に応じて見直しを行います。

## 基本的施策 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、市の政策・方針決定の場、事業所や民間の団体等のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画することが必要です。しかしながら、様々な社会的要因によって、政治、行政、経済などをはじめとする多くの分野において、政策・方針決定の場は男性によって占められる傾向が今なお残っており、意思決定の場への女性の参画は十分ではない状況です。一方、平成28年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律が公布され、また、平成28年4月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）が施行され、さらに令和元年6月に女性活躍推進法を改正する法律が公布されるなど、国による女性の活躍を後押しする政策が進められております。

このような中、市における審議会等の委員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。また、多くの事業所においても、女性の管理職への登用が積極的になされているとは言い難い状況です。

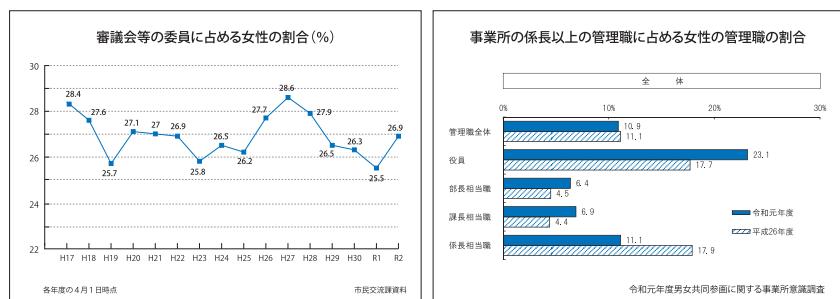
このようなことから、市が率先して、審議会等への女性の参画拡大、市の女性職員の育成や職域拡大、管理職への登用などを積極的に進めるとともに、事業所等においても、女性の管理職への登用拡大を進める必要があります。

### 《施策の方向》

- (1) 審議会等への女性の参画拡大
- (2) 市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (3) 事業所等における女性の登用促進
- (4) 女性の人材育成の推進

### 《指標》(令和7年度の目標値)

- 1 審議会等の委員に占める女性の割合  
27.7% (H26) → 30%



## 基本的施策 3 地域における男女共同参画の推進

自治会やPTAをはじめとする地域活動の場では、女性の参加が多くみられるものの、組織の役員など意思決定を行う立場には女性の参画が少なく、また、女性が意思決定を行う立場の役職に就くことを女性自身が敬遠する傾向があり、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習・しきたりなどが今なお強く残っています。

男女共同参画を市民生活の身近な場から実現していくために、居住区域を基盤とする自治会やPTAなどの地域活動はもとより、居住区域を越えて活動するNPOやボランティアなどの市民活動においても、男女が対等な立場で活動に参加・参画できるような環境の整備や情報の発信が必要です。

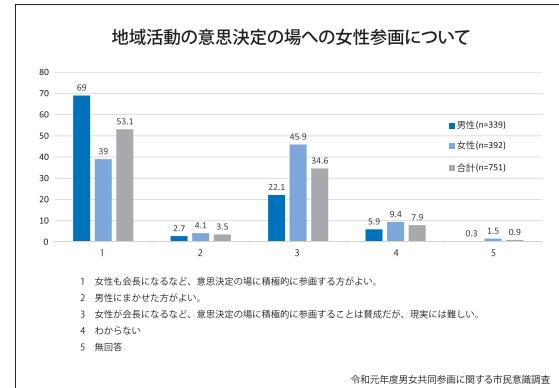
また、地域の防災活動においては、東日本大震災で再確認された避難所生活や被災者支援における女性の視点の重要性を踏まえ、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進を図る必要があります。

### 《施策の方向》

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- (3) 地域活動団体等との連携等による男女共同参画の推進

### 《指標》(令和7年度の目標値)

- 1 防災訓練参加者に占める女性の割合  
34.8% (H26) → 45%



## プランの位置づけ

- 本プランは、条例第11条第1項に規定に基づく、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため策定する男女共同参画推進のための行動計画です。男女共同参画基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画基本計画にあたります。
- 本プランは、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次静岡県男女共同参画基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を勘案するとともに、第5次富士宮市総合計画前期基本計画の下、他の関連計画との整合を図っています。
- 本プランの基本的施策7女性に対する暴力の根絶は、富士宮市DV対策基本計画（配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画）を包含しています。

## 基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、働くことを希望する人が、年齢や性別にかかわらず一人一人が充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

就労の場において、性別により差別されることなく個人の意欲と能力に応じた公平な待遇が確保されるとともに、男女共に多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスを実現することは、男女共同参画社会を目指す取組として不可欠です。そしてこのことは、少子高齢と人口減少社会の到来、労働人口減少への対応としても重要な意義を持ちます。現状では、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の改正など雇用面における法整備は進みつつありますが、実質的な男女平等が確保されているとは言い難い状況です。そして、男性は仕事優先、女性は家庭生活優先という、仕事か家庭生活かのいずれかという単一の活動のみを優先している人の割合が高い傾向にあります。

働く側、雇用する側の双方に対し、労働関連の各法制度などにかかる情報提供と啓発を行うとともに、長時間労働を前提とした働き方を見直すことの必要性や効果などについて、情報提供と啓発を行い、就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

また、企業や住民と協働で今ある男女共同参画、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなどの諸制度を見直し、有効活用案を検討し、普及していくことで人材の確保につなげます。

### 《施策の方向》

(1) 男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進

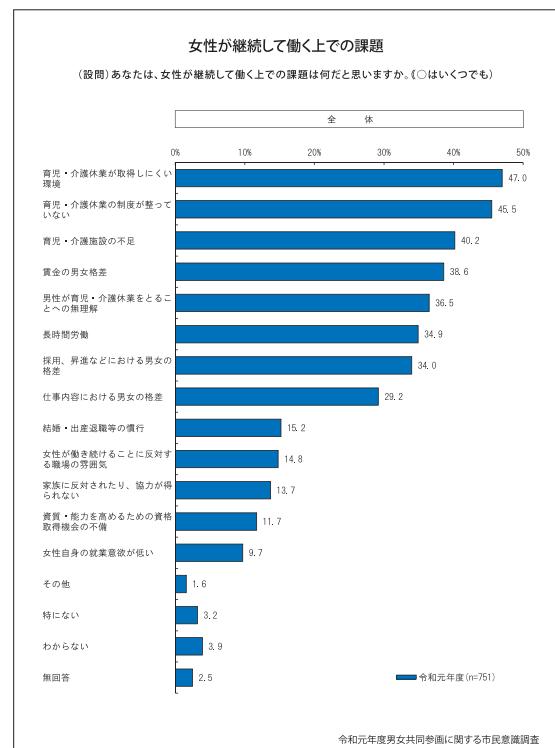
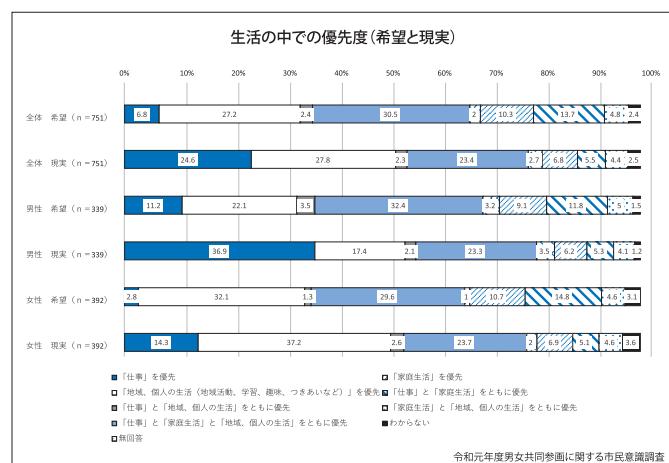
(2) 男女の平等な雇用・労働条件の確保  
(3) 仕事と育児・介護の両立への支援  
(4) 女性の再就職や起業への支援

### 《指標》(令和7年度の目標値)

#### 1 「男女共同参画社会づくり宣言」(県事業)の宣言事

業所・団体数

14件(H26)→27件



## プランの推進

- 市民、地域、団体や事業者との協力・連携により、プランの推進に取り組みます。
- 市民、団体等が主体的に活動を展開する場として、プラン推進の拠点として、また女性に対し支援となる相談事業を担う場として富士宮市男女共同参画センターの充実に取り組みます。
- 庁内の男女共同参画推進会議において、プランの推進及びその他男女共同参画に関する施策の推進について検討します。
- 富士宮市男女共同参画審議会において、市長の諮問に対し、答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議します。
- 国・県等関係機関との連携に努めます。
- プランの進捗状況について、毎年、富士宮市男女共同参画推進会議及び富士宮市男女共同参画審議会において点検・評価し、公表します。
- 社会情勢の変化による新たな課題や市民意識の変化などに対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。

## 基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

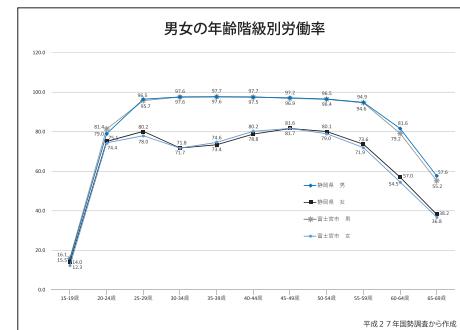
少子高齢化、核家族化が進む中、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、子育てや介護など家庭生活における活動について、男女が家族の一員として、性別にとらわれることなく互いに協力し、役割と責任をともに担い、男女双方において仕事との両立が図られる必要があります。しかし、子育てや介護など家庭生活での活動は、その多くが女性により担われているのが現状です。また、「女性は、子育ての期間は仕事をやめ、子供が成長したら再び仕事に就く方がよい」と考える市民の割合は高く、働く女性の割合は30歳代前半に大きく低下しています。男女双方が家庭生活での役割と責任を果たすとともに、社会の対等な構成員として、性別にとらわれず個人として能力を発揮できる機会が確保され、仕事上の責任を果たすためには、仕事か家庭かの二者択一を迫られるだけでなく、子育てをしながら働く男女を支える環境の整備、高齢化が進む中で更に大きな課題となってくるであろう介護と仕事との両立を支える環境の充実を図るとともに、男性の子育てや介護への理解と参画を促進していく必要があります。

### 《施策の方向》

(1)子育てへの支援 (2)介護への支援 (3)男性の子育て・介護への参画促進

### 《指標》(令和7年度の目標値)

1 教育・保育の認可施設における利用定員 3,866人 (H26)→4,730人  
2 積極的に育児をしている父親の割合 調査なし (H26)→69.0%



## 基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って健康で生き生きと暮らすことは、男女共同参画の実現に向けての前提といえます。そのためには、心身ともに健康であるための正しい知識や情報を得て、健康を保持増進できるようにしていく必要があります。特に、女性は、妊娠・出産する身体の機能をもつために、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。また、男女ともに、ストレスなどが要因で心身の不調を抱える人が少なくありません。

男女ともに、心身の健康について関心を持ち、健康状態に応じた適切な自己管理により健康の保持増進ができるよう、男女の身体的特徴の違いについて理解を深め、自他の性を尊重する情報や学習機会を提供していくとともに、心身両面の健康について、性差やライフステージに応じた支援や相談体制の充実を図っていく必要があります。

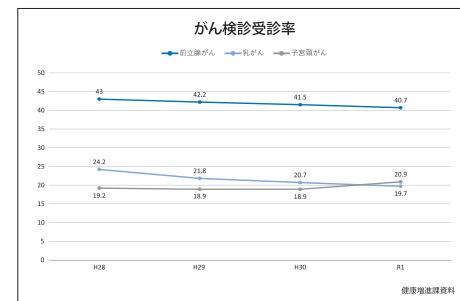
また、近年LGBTを始めとする性的マイノリティの方に対する認識が高まっていますが、すべての人が生きやすい社会にするためには、性の多様性を正しく理解し、認め合う社会にしていく必要があります。

### 《施策の方向》

(1)性に関する理解の促進 (2)性差やライフステージに応じた健康支援

### 《指標》(令和7年度の目標値)

1 子宮頸がん検診受診率 22.9% (H26)→22.0%  
乳がん検診受診率 23.6% (H26)→22.0%  
男性の肺がん検診受診率 実施なし (H26)→40%台維持



## 基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

DV(配偶者等からの暴力) やセクシュアル・ハラスメントなどは、人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、個人的、家庭内、職場内の問題としてとらえられてきたことにより、相当数の潜在的な被害者がいることが考えられます。そして、これらの問題は、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力や上下関係など、男女が置かれている社会状況や女性への差別意識を背景に、女性が被害を受けやすい社会の構造的問題であるとも考えられています。

DV(配偶者等からの暴力)に対する社会的認識を強め、被害者にとって安全・安心な相談体制づくりから被害者の自立支援に至るまで、富士宮市DV対策基本計画に基づき、総合的なDV(配偶者等からの暴力)対策を推進していきます。また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントについても、人権侵害であるという認識を広め、その防止に向けて取り組むよう、事業所などに対して啓発を図っていく必要があります。

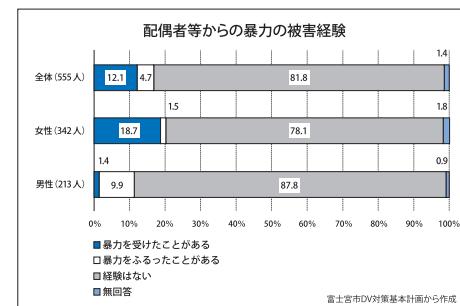
### 《施策の方向》

(1)DV(配偶者等からの暴力) のない地域づくりの推進

(2)ハラスメント防止対策の推進

### 《指標》(令和7年度の目標値)

1 デートDV講座を実施する学校数 実施なし (H26)→年4校



# あなたにも、こころあたりがありませんか？

「男は仕事、女は家庭」?  
でも、私だって  
働きたいわ！



「男」だから、こうしなきゃ。  
「女」だから、こうしなきゃ。  
それって、  
なんだか窮屈だなあ・・・  
キュウクツ

日常生活の中で「男性・女性としての役割」にしばられていると感じたことはありませんか。性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮することができ、その人らしさを尊重していく「男女共同参画社会」であれば、生活がより豊かで充実したものになるはずです。

## だんじょきょうどうさんかくしゃかい 男女共同参画社会ってなに？

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。（男女共同参画社会基本法より）

簡単に言うと、  
こんな  
社会です！

### 職場で

- ◆男女が性別にとらわれず、生き生きと働いています。
- ◆男も女も育児休業、介護休業などを取得しやすい職場環境がつくられています。



男女が互いに対等なパートナーとして接することができる社会

### 家庭で

- ◆家族全員が協力し合い、明るく豊かな家庭生活を営んでいます。
- ◆男性が積極的に、家事・育児・介護などに参画しています。

### 地域で

- ◆地域でのさまざまな活動に男女がとも共に関わり豊かな地域づくりに取り組んでいます。
- ◆男女双方の視点・意見を取り入れて活動しています。